

提出書類確認シート＜農業次世代人材投資資金承認申請書＞

ver1.2

氏名： _____

No.	書類名	チェック事項	申請者	担当者	備考
1	承認申請書	<ul style="list-style-type: none"> 「人・農地プランへの位置づけ」「交付期間」は担当者へ確認したか 準備型を受給していた場合、交付期間を記入したか 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	交付要件チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> 全ての項目について、「○」または「－」になっているか（該当なしの場合は、「－」になります） ※「×」の場合は、交付金を受けられない可能性があります 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	青年等就農計画認定書・変更認定書	<ul style="list-style-type: none"> 提出不要（市で控えがあるため） 	/	<input type="checkbox"/>	
4	青年等就農計画認定申請書・変更申請書	<ul style="list-style-type: none"> 提出不要（市で控えがあるため） 	/	<input type="checkbox"/>	
5	通帳	<ul style="list-style-type: none"> 口座名義人のページの写しをとったか 農業用の通帳全ての写しをとったか（経営開始～現在） 帳簿との整合性（取引日、金額）はとれているか 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6	帳簿	<ul style="list-style-type: none"> 作成していない場合は、提出不要（ただし、受給開始後は作成が必要） 日々の取引が記帳されているものか（仕訳帳など）※月毎は× 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7	利用権設定通知書・登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> 貸借・購入している全ての農地について写しをとったか（利用権設定前の場合は、申請書を添付） 利用権設定していない農地は地主と交渉して、契約できるよう心掛けたか 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8	機械・施設の領収書	<ul style="list-style-type: none"> 宛名は申請者本人の名前になっているか 10万円以上の機械や施設について、就農後に購入した全ての写しをとったか 領収書がない場合、納品書 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9	機械・施設の貸借契約書	<ul style="list-style-type: none"> 青年等就農計画の「3(2)事業計画」に記載された全ての貸借機械や施設について契約書を取り交わしたか（契約書の雛形は浜松市HPを参照） 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10	売上げ伝票	<ul style="list-style-type: none"> 氏名や農産物名、数量、金額などが記入されているか（納品書、精算書など） 最も古い取引を2枚以上写しをとったか（経営開始して間もなく出荷していない場合は提出不要） 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11	仕入れ伝票	<ul style="list-style-type: none"> 氏名や資材名、数量、金額などが記入されているか（領収書、納品書など） 最も古い取引を2枚以上写しをとったか 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12	身分証明書	<ul style="list-style-type: none"> 両面コピーしたか（裏面も必要） 運転免許証がない場合、パスポートや外国人登録証明書など個人を証明するもの 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

13	園芸施設共済等の加入を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ提出 未加入の場合は必ず加入すること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14	暴力団排除に関する誓約書	<ul style="list-style-type: none"> 浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団等ではないか ※該当した場合は、交付金を受けられません。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15	青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省のHPで登録したか(登録マニュアルは浜松市HPを参照) 写しには一農ネット、メールアドレスが記載されているか 登録完了メールがない場合、受信メールマガジンを提出 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16	離職票	<ul style="list-style-type: none"> 原本を添付したか(会計検査のため交付対象期間中は返却不可) 原本を紛失した場合、雇用保険受給状況証明を最寄りのハローワークで発行(浜松市HPを参照) 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17	確定申告書	<ul style="list-style-type: none"> 経営開始1年を経過している場合、提出が必要 税務署の受領印が押されているか 申告書の<u>全てのページの写し</u>をとったか 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18	所得証明書(課税証明書)	<ul style="list-style-type: none"> 前年の世帯全員の所得証明書 最寄りの区役所、市民サービスセンターで交付(1枚350円) 所得がマイナスの場合、課税証明書 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
19	就業証明書・卒業証明書・住民票	<ul style="list-style-type: none"> 親元就農(一部継承・全部継承)の場合、提出が必要 親元に従事していた期間が5年以内だと証明できるか ※5年以上の場合は、交付金を受けられません 親族から専従者給与をもらっていないか 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
20	確約書	<ul style="list-style-type: none"> 親元から貸借する農地が過半の場合、提出が必要 所有権移転する予定の全ての農地について記載したか 所有権移転日は交付対象期間内となっているか ※交付期間中に移転できない場合、全額返還となります 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
21	家族経営協定書	<ul style="list-style-type: none"> 提出不要(市で控えがあるため) 		<input type="checkbox"/>	
22	法人登記簿・定款	<ul style="list-style-type: none"> 新規就農者同士で法人を設立した場合、提出が必要 登記簿や定款の役員に申請者氏名が記載されているか 全ての役員が交付要件を満たした新規就農者か ※新規就農者以外の場合、交付金を受けられません 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

農業次世代人材投資資金承認申請書

年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所

氏 名

生年月日

㊞

（ 歳）

このことについて、浜松市農業次世代人材投資資金交付要綱第5条第1項に基づき農業次世代人材投資資金の承認申請をします。

1 「人・農地プラン」への位置づけ等の状況

集落又は地域名		<input type="checkbox"/> 位置づけられている <input type="checkbox"/> 位置づけられる見込み <input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている
---------	--	---

2 交付期間（経営開始型）

年 月 ～ 年 月

3 準備型交付期間

年 月 ～ 年 月

4 その他

園芸施設共済等への加入 （園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定（ 月） <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 （例：生活保護制度、雇用保険制度[失業手当]等）	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない
農の雇用事業による助成	<input type="checkbox"/> 助成を受けたことがある <input type="checkbox"/> 助成を受けたことがない
青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）への加入	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない
世帯全体の所得 ※「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。	万円

添付書類

- 1 農業次世代人材投資資金の交付要件チェックリスト（別添1）
- 2 青年等就農計画認定書又は青年等就農計画変更認定書の写し
- 3 青年等就農計画認定申請書類又は青年等就農計画変更申請書類の写し
- 4 通帳及び帳簿の写し（農産物等の売上げや経費の支出が分かるもの）
- 5 農地の貸借契約書（利用権設定通知書など）又は登記簿謄本の写し
- 6 農業機械・施設の領収書又は貸借契約書（任意様式）の写し
- 7 身分証明書の写し（運転免許証、パスポート、外国人登録証明書など）
- 8 園芸施設共済等の加入を証する書類（保険証等）の写し
- 8 青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）の登録完了メール本文の印刷紙
- 9 暴力団排除に関する誓約書（別添2）
- 10 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
- 11 前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）
- 12 経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票の写しなど））
- 13 親族から貸借した農地が主である場合は、確約書（別添3）及び当該農地の位置図
- 14 夫婦で共同申請する場合、家族経営協定書の写し
- 15 法人として共同申請する場合、法人登記簿及び定款の写し

農業次世代人材投資資金の給付要件チェックリスト

氏名 _____

該当の有無をチェック欄に「○」、「×」で記入してください。※該当しない場合は「-」で記入してください。

	給付要件	チェック内容	チェック欄	
			申請者	市
1【年齢・経営意欲】				
	1-1 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満の認定新規就農者	・項目2に記載される独立・自営就農の5つの要件が全て満たされた時点の年齢を確認		
	1-2 農業経営者になる強い意欲を有している	・面接等により本人に確認		
2【独立・自営就農】				
	2-1 本人名義で、農地の所有権又は利用権を有している（本人の所有と親族以外からの貸借が主が基本、そうでない場合は2-2）	・親族（三親等以内）からの貸借が耕作地の5割未満となっているか ・登記事項証明書、登記簿謄本、農地基本台帳、固定資産課税台帳、農地利用権設定等で確認		
	2-2（農地の過半を親族から貸借の場合）当該農地について、最長5年間の給付期間中に、本人へ当該農地の所有権移転を確約	・確約書により確認		
	2-3 本人名義で、主要な農業機械・施設を所有又は借りている	・固定資産課税台帳、軽自動車税の納税証明、販売店の販売証明書等で確認		
	2-4 本人名義で、生産物や生産資材等の出荷・取引している	・通帳及び帳簿で確認		
	2-5 本人名義の通帳・帳簿で、農産物等の売上げ、経費支出などの経営収支を管理している	・通帳及び帳簿で確認 ・税務申告は例外で親名義でも可		
	2-6 本人が農業経営の主宰権を持っている	・関連会社等の関与を受けず、本人自らの判断により経営を営んでいるか		
3【経営の全部、一部継承】				
該当する場合	3-1 継承する農業経営に従事して5年以内に継承して農業経営を開始している（ただし法人を継承する場合は一戸一人に限り）	・登記事項証明書、登記簿謄本、農地基本台帳、固定資産課税台帳、農地利用権設定等で確認		
	3-2 給付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負うと市町長が認める	・国作成 事務手続き手引き(H29.4)2交付要件確認方法(2)経営開始型No.19 を参照 ・新規作目や新技術の導入 ・新たな販路の開拓や直売、輸出等 ・農産物加工 ・観光農園や農家レストラン等 ・上記に準ずる経営の改善・発展に向けた取組		
4【青年等就農計画】				
	4-1 農業経営開始後5年後までに農業（農産物のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む）で生計が成り立つ計画である	・計画の目標が生計の成り立つ所得となっていることを確認（既就農者は実績と計画を併記）	-	
	4-2 計画達成が実現可能と見込まれる	・計画の内容と、本人の技術力、経営力、資金力等を勘案し、現実的に達成可能な計画となっているかを確認	-	
5【人・農地プランへの位置付け又は農地中間管理機構から農地を借り受け】				
	5-1 人・農地プランの中心となる経営体に位置づけられる又は位置づけられることが確実と見込まれる、あるいは、農地中間管理機構から農地を借り受ける	・プラン作成検討会の議事録、その他プラン検討過程が判るもの（例：地域での話し合いメモ等） ・機構から農地借り受けの場合、農地基本台帳、又は農地の貸借の契約書等の写しにより確認	-	
6【国の他の給付金の不受給】				
	6-1 原則、生活費確保を目的とした国の他の事業の給付（生活保護、失業手当等）を受けていない	・本人の申請書、面談等で確認		
	6-2 原則、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でない	・過去に雇用主として農の雇用事業の助成を受けたことが無いことを、本人の申請書、面談等で確認 ・給付金受給者データベース登録・変更時に同一人・突合確認を行い、必要に応じて事業実施主体（県農業会議）へ問い合わせ		
7【園芸施設共済等への加入】				
	7-1 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済等に加入している、又は加入することが確実である。	・園芸施設共済等の加入を証する書類（保険証）等で確認 ・本人の申請書、面談等で確認		
8【一農ネットへの加入】				
	8-1 青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入している	・登録完了画面や、メールマガジン受信画面の打ち出しにより確認		
9【暴力団排除】				
	9-1 浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団等でない	・暴力団排除に関する誓約書により確認		
10【経営開始時期】				
	10-1 平成25年4月以降に農業経営を開始している	・客観的に証明するもので確認（農地の契約、青色申告届、機械の領収証、販売実績のある通帳など） ・国作成 事務手続き手引き(H29.4)2交付要件確認方法(2)経営開始型No.15 を参照 「経営資産の取得時期等により確認」 （農地を基本とするが、実際の開始時点で差がある場合は、実際に応じて機械の取得時点や経営改善計画(認定農業者)の申請時点(認定農業者)、確定申告による農業所得の有無等で確認）		
11【夫婦で農業経営】 ※夫婦で次の要件を満たす場合は、夫婦あわせて225万円が支給				
該当する場合	11-1 家族経営協定を締結し、夫婦が共同経営者であると規定されている	・申請時に既に協定が締結されていること ・夫婦が共同で経営計画、役割分担を決めること ・夫婦が相互に責任ある経営を共同で行っていること ・当該農業経営から生じる利益が夫婦各々に帰属すること		
	11-2 主要な経営資産を夫婦で共に所有している	農地、農業機械、設備などの経営資産に夫婦それぞれの名義のものがあるか		
	11-3 夫婦共に、人・農地プランの中心となる経営体に位置づけられる又は位置づけられることが確実と見込まれる、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受ける	項目5-1に同じ	-	
12【複数の青年就農者が農業法人を設立、共同経営】 ※次の要件を満たす場合は、それぞれ150万円が支給				
該当する場合	12-1 対象者の全員が青年(18歳以上45歳未満)の新規就農者及び経営継承者である	・身分証明書、履歴書等で確認 ・経営開始後5年以上の農業者と法人を経営する場合は対象外、5年以上の者が従業員ならば可		
	12-2 農業法人とその青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられる又は位置づけられることが確実と見込まれる、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受ける	項目5-1に同じ	-	
13【前年の総所得の制限】 ※農業経営開始1年目の場合はこの要件は該当しません				
該当する場合	13-1 経営開始後の前年の総所得が350万円未満である	総所得には農業所得以外の農外所得（不動産、利子、雑所得など）を含み、給付金は除く（前年度の所得証明書で確認、ただし所得証明書だけでは総所得が確認できない場合には確定申告書等で確認）		

暴力団排除に関する誓約書

浜松市農業次世代人材投資資金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。
また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長あて

（誓約者）
住 所 （所在地）

氏 名 （名称及び代表者氏名）

別添3（第5条第1項関係）

確 約 書

年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所

氏 名

私は、下記親族から貸借した農地について、浜松市農業次世代人材投資資金交付要綱第3条第1項第2号アに基づき、当該農地の所有権を自らに移転することを確約します。

なお、期日までに当該農地の所有権が移転できなかった場合、同要綱第12条第1項第3号に基づき、当該給付金を全額返還いたします。

1 所有権移転日

年 月 日まで

2 農地の譲渡者

氏 名		本人との続柄	
住 所			

3 農地の情報

所在地(区町名・番地)	面積(m ²)	所在地(区町名・番地)	面積(m ²)

添付書類

位置図（当該農地について赤色で着色してください）